

令和2年度 事業計画

【I】事業団概要

1. 実施事業

所在地	下関市唐戸町4番1号 カラトピア5階
第1種社会福祉事業	救護施設の管理経営 養護老人ホームの管理経営
第2種社会福祉事業	老人デイサービス事業の経営 老人短期入所事業の経営 障害児通所支援事業の経営 障害児相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 一般相談支援事業の経営 地域子育て支援拠点事業の経営 一時預かり事業の経営
公益事業	発達に障害がある児童の診療を主とする診療所の経営
理念	わたしたちは、利用者が安心して地域社会で生活できるよう、自立や成長を支援します。また、利用者、職員及び地域社会がお互い支え合う施設づくりを目指します。
基本方針	<p style="text-align: center;">～ つながる手 ふれあう心 つむぐ^{あす}明日～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者本位の安定した質の高いサービスを提供します 利用者のニーズを的確にとらえ、利用者がその人らしく、心豊かに、安心して暮らせるよう、適切なサービスを提供します。 2. 法人の将来を担う活力のある人材を育成します 職員一人ひとりが自己研さんに努め、意欲をもって働くことができる職場づくりをします。各種専門性を高めるとともに、組織の一員として将来を担う人材を育てます。 3. 自立した法人を目指し、効率的な経営と柔軟な体制づくりをします 経営基盤の強化を図るため、自主財源の確保や経費の削減など効率的な経営を進めます。 4. 積極的な地域交流と地域に求められる貢献活動をします 地域に開かれた事業・サービスを展開するとともに、市民との交流を進め、支え合える関係を築きます。 5. 市とのパートナーシップを強化します 市の福祉サービスを具現化するため、連携・協力を図り、適切な関係を築きます。 6. 情報公開、透明性のある事業運営を目指します 公平、公正な事業運営に努め、その取り組みを積極的に公表します。

【Ⅱ】法 人 本 部

1 取組内容

(1) 重点目標

- ・職員の健康管理と安心して働ける就業環境を提供するため、労働時間の客観的な把握に取り組み、適切な勤怠管理、労務管理を行います。
- ・理事会、評議員会を開催し、事業計画、予算、事業報告、決算、定款、法人の規程、施設の運営等の重要な案件を審議します。
- ・法人運営に関する事務をはじめ、施設の経営、経理、労務管理、給与などの事務を行うとともに、各施設間の連絡調整を行い、円滑かつ効率的な法人運営に努めます。
- ・管理運営する施設や法人の人材を活用した新たなサービスの展開が行えるよう、事業の企画や提案、助成金等の研究を行います。
- ・第2期中期経営計画の進捗状況の管理を行います。
- ・市が策定した「公共施設の適正配置に関する方向性」の中で、事業譲渡することが示されている梅花園、陽光苑、陽光苑デイサービスセンターについて、事業団の対応を検討し、必要に応じて市との協議を行います。
- ・施設の老朽化対策や拡充について、市に対して改修経費や補助金を予算化するよう働きかけます。
- ・主に会計処理に関する事務業務の標準化を進め、適切な会計処理ができるよう本部が中心となり、内部管理体制の強化を図ります。
- ・福祉サービスに関する苦情解決第三者委員との会議を開催し、施設に寄せられる苦情や要望の報告と共有、意見交換を行います。
- ・毎月1回施設連絡協議会を開催し、各施設の現況報告を行うとともに、施設が抱えている課題を協議します。
- ・資格取得支援制度を活用し、職員の向上心を法人がサポートします。
- ・人材確保協力手当制度やポスティング型チラシやホームページ、人材派遣業者等の様々なツールや手段を使い、人材確保に努めます。
- ・地域公益活動推進協議会へ参画し、必要な支援を提供していきます。

(2) 月次業務計画

- ・毎月 定例施設連絡協議会
- ・年間

月	実 施 内 容
5、6月	理事会、評議員会（事業報告及び決算）
7月	山口県内社会福祉事業団連絡協議会（下関市）
10月	全事協中国・四国ブロック会議（松山市）
11月	全事協全国社会福祉事業団大会（大阪府） 全事協中国・四国ブロック研修会（山口県）
2月	苦情解決第三者委員会議
3月	理事会、評議員会（補正予算、次年度事業計画及び予算）

2 資金計画

本部の運営に必要な経費は、各施設からの拠点区分間繰入金によってまかないます。

【Ⅲ】 下関市こども発達センター

1 施設概況

所在地	下関市幡生本町26番12号
実施事業及び定員	(1) 福祉型児童発達支援センター はたぶ園 (定員：30名) (2) 保育所等訪問支援 (3) 下関市障害児(者)療育等支援事業 (4) 下関市発達支援事業 (発達支援室) (5) 障害児相談支援 (6) 特定相談支援 (7) 一般相談支援 (8) 在宅障害児療育支援事業 (キッズハウス) (9) 発達に障害がある児童の診療を主とする診療所の経営 (小児科、精神科)
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 福祉型児童発達支援センターはたぶ園

① 重点目標

- ・個々の発達に応じた療育内容 (少人数での活動) の充実を図ります。
- ・他クラスとの連携を密にし、基本的な支援方法を統一した支援を行います。個々の発達に応じたグループ療育を実施します。
- ・職員の個別年間計画を立て、計画的に研修を受け職員の専門性を高めます。

② 療育支援

- ・個別支援計画に基づいた発達支援 (視覚的支援、構造化等) を行います。
- ・理学療法、作業療法、言語、心理、相談部門との連携 (研修会、ケース会議、ミーティング、補装具、日常生活用具等の作製やメンテナンスなど) をとり、チームアプローチで療育をすすめます。
- ・個々の発達に応じた支援 (PECS等の教材を使ったコミュニケーション支援、摂食指導、自立課題への取り組み) を行います。
- ・季節に応じた行事 (遠足、誕生会、運動会、クリスマス会など) を実施し、園児の社会性の向上を図るとともに、保護者間の親交を深めます。
- ・園外保育を実施し、社会参加への自信につなげます。

- ・診療所の医師、他の医療機関との連携（医師による診察、カンファレンスなど）をとります。
 - ・保護者との交流会を実施し、療育方針、内容についての共通理解を図り、より良い療育を行います。
- ③ 家庭支援
- ・親子通園、個人面談、クラス懇談会、家庭訪問などを実施し、家庭との連携を図ります。
 - ・保護者を対象とした研修会を実施し、発達や制度などについての情報提供を行います。
 - ・家庭環境などを考慮した子育て支援を行います。
 - ・家族に利用児の療育の様子や当事業所を知ってもらうため、行事参加などの機会を設けます。
 - ・父親の会を実施し、母親だけではなく父親にも当事業所や園児についての理解を深める機会を設けます。
 - ・きょうだい児支援を実施し、きょうだい園や利用児を知る機会とします。
 - ・進路相談（学校、幼稚園、保育園見学、情報提供など）を実施します。
 - ・卒園、転園後の支援を行います。
- ④ 健康及び衛生
- ・内科・歯科・耳鼻科・眼科健診（各年2回）、眼のスクリーニング検査を実施します。
 - ・手洗い、歯磨き等を実施し、衛生管理に努めます。
 - ・衛生面での取り組みを徹底し、感染症や食中毒防止に努めます。
 - ・医師による診察の結果を元に、個々への適切な対応、発達の状況等を把握し、得られる情報を活用して、保護者の悩みや様々な問題を解決できるよう支援します。
 - ・身体計測（毎月）を実施し、身体発育表（成長曲線、肥満度判定曲線）に記入し、診療所の医師と連携を図り、健康管理に努めます。
- ⑤ 給食
- ・園児の嗜好調査を実施し、嗜好を把握するとともに給与栄養量を考慮し、季節感（行事食など）のあるバランスのとれた献立を作成します。
 - ・季節に応じた適温給食、食品の選択、盛り付け方法を工夫し、園児が食事に興味をそそるよう配慮します。
 - ・各専門職と連携をとり、個々の発達に応じた食形態、アレルギー食、偏食、自助食器などに対応します。
 - ・食品の衛生管理、食器調理器具、手洗いなどの消毒、害虫予防を行い、食中毒や感染症の発生防止に努めます。
 - ・家庭への働きかけとして、毎月「ほのぼののつうしん」に献立表、レシピなどを掲載します。
又、保護者を対象に給食の試食、研修会を行います。
 - ・園児の健康管理として、必要に応じて栄養相談を行います。
- ⑥ 送迎
- ・車両の点検、整備、洗車などに努め、車両管理を徹底します。
 - ・交通法規の遵守、チャイルドシート使用による安全確保、添乗職員との連携等を行い、安

全運行に努めます。

- ・送迎ルート選定、運行表作成、迅速で確実な連絡体制等を行い、効率のよい運行を心掛けます。
- ・車内清掃の徹底、シートの消毒、車内温度の管理により、園児に快適な車内空間を提供します。

⑦ 主な年間行事 ※ 毎月1回 誕生会、避難訓練、身体計測を実施

4月	入園式
5月	じゃがいも掘り(年長児)
6月	運動会
7月	クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
8月	きょうだい児支援
9月	総合消防訓練、バス遠足
10月	保護者参観日
11月	さつまいも掘り、給食試食会、クラス懇談会、保護者交流会、父親の会
12月	クリスマス会
1月	きょうだい児支援
2月	豆まき、クラス遠足
3月	仮入園、卒園式

(2) 保育所等訪問支援

① 重点目標

- ・通所支援が終了し、保育所等へ移行した元利用児のフォローアップを重点的に行います。
- ・訪問指導員を養成するため、内部研修や外部研修を受講します。

(3) 下関市障害児(者)療育等支援事業

① 重点目標

- ・外来により、地域在宅障害児(者)の療育上の相談や訓練を行います。
- ・他機関と連携し、施設支援を行います。

② 業務概要

- ・専門職員が相談、療育指導、運動訓練を実施します。
- ・療育上の相談や訓練等の希望に応じて、療育指導、運動訓練、言語訓練、心理相談を行います。
- ・学校、幼稚園、保育園、こども園等に職員が出向き、子どもの発達、療育、訓練についての相談、助言を行い、担当者の支援力を高められるよう指導します。
- ・学校、幼稚園、保育園、こども園等の担当者に当施設に来所して頂き、子どもの発達、療育、訓練の相談および見学を通じて、支援方法に対する助言を行います。
- ・他機関との連携を密にし、有効な施設支援を実施します。

(4) 下関市発達支援事業(発達支援室)

① 重点目標

- ・下関市こども発達センターの役割をふまえ、子どもたちへの適切かつ一貫した支援が行われるよう、事業所内外との連携を図ります。
- ・家族が子どもとの関わり方への理解を深め、安定した親子関係が持てるよう、家族支援に努めます。
- ・専門職間で、支援についての意見交換をし、多面的に検討を深めながら支援の質を高めるように努めます。

② 業務概要

ア 発達支援室全般

センター及びどーなつを活動拠点とし、以下のことに取り組んでいきます。

- ・センター内外の療育や相談、地域資源の情報を把握することに努め、ニーズに応じて情報提供を行います。
- ・センター内で、はたぶ園、どーなつ、キッズハウスの活動場面への参加やケース会議の実施等を行い、各部門における療育が向上するよう、さらなる他職種間の連携に努めます。また、療育への参加を工夫します。
- ・子ども達への理解や支援につながるよう、家族や関係者を対象とした研修等を行います。
- ・各専門職の資質向上に努めます。

イ 心理部門

- ・発達相談や育児相談、カウンセリング等（思春期のグループ療法）、ニーズに合った相談業務を行います。
- ・地域とのネットワークを活かした支援や連携に努めます（ペアレント・プログラムやティーチャーズ・トレーニングの実施）。
- ・関係機関への訪問や来所による施設支援を行います。
- ・心理検査等による心理アセスメントを行い、主治医との情報共有や連携に努めます。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウス、その他相談や外来等のケースにおいて他職種職員と連携し子どもたちの総合的且つ多面的な評価を行い、チームで支援に努めます。

ウ 言語部門

- ・利用児一人ひとりのニーズに応じた個別指導（家族支援含む）を充実させます。
- ・利用児の発達の状態を他職種と多面的に評価し、よりよい言語及びコミュニケーションの支援を行います。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウスとの連携（個別支援計画、活動参加、コミュニケーション支援、食事支援等）をより一層図り回り、子ども達や家族への支援を充実させます。
- ・関係機関の訪問や来所による施設支援を行い、連携に努めます。

エ 理学療法、作業療法部門

- ・利用児一人ひとりの状態と日常生活における子どもと保護者の困り感を把握し保護者との共通理解（評価と目標）のもとに個別指導を進めていきます。
- ・利用児一人ひとり理解し、より良い支援につながるよう、職員や保護者へ必要な研修を行います。
- ・主治医や他機関訓練担当者との連携を図ります。

- ・補装具、日常生活用具等の製作やメンテナンス、遊具の点検を実施します。
- ・はたぶ園、どーなつ、キッズハウスの連携（個別支援計画作成、運動遊びや食事など療育場面での支援）を図り、チーム全体として情報共有を十分に行い、子どもたちや保護者への支援へとつなげていきます。

(5) 障害児相談支援 (6) 特定相談支援 (7) 一般相談支援

① 重点目標

- ・増加する相談事案への対応について市役所をはじめ、関係機関と連携して方策を検討します。
- ・関係機関との連携により相談業務の充実（家庭支援、親子困難事例への対応）を図ります。
- ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。

② 業務概要

- ・障害福祉サービス、通所サービスのサービス等利用計画を作成し、定期的評価を含んだモニタリングに取り組みます。
- ・療育機関の利用についての情報提供や生活上の相談に応じます。
- ・必要に応じて福祉制度の紹介や手続きの支援、関係機関との連絡調整をします。
- ・障害のある子・支援が必要な子に関わる経験をすることで、障害へのハードルを低くすることを目的とする研修会を行います。
- ・広報紙「わんぱくつうしん」の発行（年1回）を行います。
- ・地域の関係機関と連携し、家族支援を充実させます。
- ・障害支援区分認定調査を行います。
- ・自立支援協議会こども部会、相談支援部会等の活動に主体的に関わります。
- ・「ふくし生活SOS相談所」の窓口として地域にひらかれた相談支援を行います。

(8) 在宅障害児療育支援事業（キッズハウス）

① 重点目標

- ・遊びを通して親子関係の確立を図ります。
- ・家庭支援（定期的な面談、情報提供など）を実施します。
- ・各専門職員が療育活動に参加します。
- ・保護者間の交流を支援します。
- ・園外活動として児童館等に出かけ、保護者へ遊びの場の情報提供を行います。
- ・診療所の医師と連携し、利用児一人ひとりの発達状況に応じた支援を実施します。

② 療育支援

- ・安定した親子関係を基本とし、豊かな親子コミュニケーションの力を育成できるような支援を行います。
- ・活動を行うにあたっては、各専門職員との連携をとります。
- ・子ども一人ひとりの発達に応じた支援のため、グループに分けて活動します。

③ 家庭支援

- ・保護者を対象とした施設内研修を実施し、保護者への支援を行います。

- ・保護者との連絡を密に取り合い、家庭との連携を図るとともに、保護者や家族が障がいや発達の遅れを受け入れ、愛情と将来の見通しを持って子育てができるように支援します。
- ・子どもの様々な発達相談（言語、心理、運動等）を受け、家庭療育指導を行います。
- ・子育て支援関連や福祉制度の情報提供を行い、家庭支援を行います。
- ・設定保育内容やねらいを事前に配布することによって、保護者の利用意識の向上を図ります。

④ 保護者交流

- ・保護者同士の交流の場を設け、保護者間のつながり（交流会年2回実施）を深めます。
- ・ペアレントメンターを招き、子育てにおける話が聞ける場を提供します。

⑤ 主な年間行事

- ・園外保育、いもほり、クリスマス会等を実施します。

(9) 下関市子ども発達センター診療所

① 重点目標

- ・医療の視点から発達障害児に対する療育体制を確立します。
- ・診療環境の改善のため、市との協議を進め、建物改修に着手します。
- ・職員、利用者保護者への支援体制を構築します。
- ・医療体制の強化を図り、関係機関との連携を図ります。

② 業務概要

- ・発達に障害のある子どもの診療を行い、個々の発達状況に応じた支援計画作成の支援を行います。
- ・保護者や関係者に対し、相談や助言を行います。
- ・センター利用者に対して医療的な支援を実施します。

3 職員の資質向上

- ・山口発達臨床支援センター、山口発達障害者支援センター等から定期的に講師を招き、日常的な支援方法の指導を受け、職員の指導技術の向上を目指します。
- ・パート職員を含む職員研修を定期的に行います。
- ・外部研修や県内の同事業施設へ職員を派遣する等、施設外の研修へ積極的に参加し、職員の技術習得を図るとともに、情報交換、交流を推進します。
- ・研修に参加した職員は、研修報告を行う時間をとり職員と情報の共有を行います。
- ・保護者に対する支援の強化を図るため、試行的に行っているペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングを継続的に取り組みます。

4 設備の整備改善

大規模改修が必要な箇所をリストアップし、緊急性の高い案件を下関市へ要望していき、施設設備の改善に努めます。

5 安全対策

- ・警備業務、消防設備点検業務を業者に委託し安全対策を行います。
- ・消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。

- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・火災予防のために、建物周辺に燃えやすい物は置かず、外観をきれいにします。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

6 地域交流

- ・市民の方を対象に研修会を開催し、障害児への関わり方を学ぶ機会を提供するなどして、当事業所の役割、機能を周知する取り組みを行います。
- ・積極的に実習生、ボランティアを受け入れ、社会福祉の専門的知識、技術、倫理観、実践的な援助能力を身に付けた人材の育成を図ります。

7 下関市こども発達センター運営協議会

運営協議会を開催し、当事業所の事業計画や運営状況、要望実現の方策等について協議を行います。

8 資金計画

下関市こども発達センターの運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金、医療事業収入、下関市からの指定管理料などによってまかなくなります。

【Ⅳ】 下関市こども発達センターどーなつ

1 施設概況

所在地	下関市幡生新町1番10号
実施事業及び定員	児童発達支援（定員30名）
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・充実した良質な支援に取り組み利用者増・利用率向上を図ります。
- ・中央こども園をはじめ関係機関との情報交換を行い相互理解を深め、よりよい支援につなげます。
- ・保護者との面談や療育内容の説明等を充実させ共通認識を図り、利用児に合った支援を提供します。

(2) 療育支援

- ・発達支援室職員の療育参加やケース会議等を通じて多職種との情報共有を行い、療育の質の向上を図ると共によりよい支援へとつなげます。（施設支援、訪問等）
- ・多職種の職員と情報交換をしながら個別支援計画に基づいた療育（視覚的支援、構造化等）を行います。
- ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、相談支援専門員と連携（研修会、ケース会議、ミーティング等）をとり、チームアプローチで療育を進めます。
- ・タブレット端末を使用し余暇指導やコミュニケーション指導の充実を図ります。
- ・個々の発達に応じた支援を行います。（コミュニケーション支援、自立課題の実施）
- ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）を主としたコミュニケーション支援を実施します。
- ・各グループのグループ懇談会を実施し、職員と保護者の共通理解を図るとともに保護者同士の交流を図ります。
- ・母子活動を通して安定した母子関係の確立を目指します。

(3) 家庭支援

- ・母子通園、個人面談、毎回の療育の振り返りなどを実施し、利用児一人ひとりの状態を把握して家庭との連携を図ります。
- ・保護者研修会を行い福祉制度や子どもの発達などについての理解を深めます。

- ・診療所の医師や他の医療機関との連携を図り、保護者の悩みや様々な問題を解決できるよう支援します。

(4) 施設支援

- ・必要に応じて他施設に出向き、児童の発達状況、支援の方法等について共通認識を持ち、連携をとりながら双方でよりよい支援が行えるように努めます。
- ・幼稚園、保育園の担当者を招き、利用児の療育の様子を見学していただくとともに、支援方法の助言を行います。

(5) 健康・衛生

- ・手洗い等を励行し、衛生管理に努めます。
- ・空気清浄機を使用し温度、湿度、消臭等の室内環境を整えます。

(6) 主な年間行事

園外保育、お買い物体験、外食体験（公共交通機関使用）等を実施します。

3 職員の資質向上

下関市こども発達センターの取り組みに準じて職員の研修を実施します。

4 安全対策

- ・市立中央こども園と連携し、消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。
- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

5 下関市こども発達センター運営協議会

下関市こども発達センターが開催する運営協議会に協力します。

6 資金計画

下関市こども発達センターどーナつの運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金、などによってまかさないます。

【V】下関市こども発達センター豊浦

1 施設概況

所在地	下関市豊浦町大字川棚6895番地1
実施事業及び定員	児童発達支援・放課後等デイサービスの多機能型 (定員：児童発達支援・放課後等デイサービス 併せて10名)
理念	子どもの人格を尊重し、子ども一人ひとりの発達に応じた専門療育を行い「将来にわたって、より健やかに生きていく力」を高め「豊かな人間性」を育てる。
基本方針	地域における中核的専門機関として、子ども一人ひとりに応じた適切な早期療育及び家族支援を継続的かつ総合的に行えるよう、より一層充実した体制を整え、福祉の向上に貢献する。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・山陰地区の療育拠点として地域に密着した施設運営に努めます
- ・関係機関と連携を深め、利用児に必要な支援の提供を協力して行います。

(2) 療育支援

- ・ホームページや電話による相談や問い合わせ等に適宜適切に対応します。
- ・個別支援計画に基づいた療育を行い、発達を支援します。
- ・個々の発達、年齢に応じた支援を行います。
- ・下関市こども発達センターと連携をとり、より専門性の高いプログラムを実施します。

(3) 家庭支援

- ・個人面談、毎日の療育の振り返りなどを実施し、個々の状態を把握して家庭との連携を図り、家庭の療育能力の向上を支援します。
- ・福祉制度や子どもの発達等の理解を深められるよう研修会を開催します。
- ・下関市こども発達センターと協働し、学齢期における保護者の心配や不安な点に適切な助言ができるよう職員の資質向上を図ります。

(4) 健康及び衛生

- ・手洗い等励行し、衛生管理に努めます。
- ・温度、湿度、臭い等の室内環境をより快適にするよう努めます。

(5) 主な年間行事

- ・他事業所や地域との交流や園外保育等を行い、社会生活適応力の向上を図ります。

3 職員の資質向上

下関市こども発達センターの取り組みに準じて職員の研修を実施します。

4 安全対策

- ・市役所と連携し、消防避難訓練、救命訓練、不審者侵入対策訓練を行い事故や災害に備えます。
- ・虐待についての職員研修を行い、虐待防止に努めます。
- ・ひやりとした事、危ないと思った場所、場面、行動等をひやりハット事例として職員全員で共有し、改善できるところは迅速に対応します。
- ・緊急時は下関市こども発達センター緊急時対応マニュアルに沿った行動をとるとともに、マニュアルを随時見直し、改善を図ってまいります。

5 下関市こども発達センター運営協議会

下関市こども発達センターが開催する運営協議会に協力します。

6 資金計画

下関市こども発達センター豊浦の運営に必要な経費は、障害児通所給付費、利用者負担金収入などによってまかなくなります。

【VI】 下関市梅花園

1 施設概況

所在地	下関市大字永田郷459番地4
実施事業及び定員	救護施設 60名（年間平均入園者数：54名見込）
職員数	28名（嘱託医除く）
理念	入園者の尊重と総合的な福祉サービスの提供を念頭に置き、生活保護法及び市の設置条例等に基づき、心身に著しい障害があるため独立して日常生活を営むことができない者を入園させて生活扶助を行い、入園者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援します。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入園者が生活マナーを身に付けて、社会生活において自主的に行動することができ、健康的で明るい日々を送れるよう支援します。 ・入園者の基本的人権に配慮しながら、個人の状況や希望に応じて、施設内で快適に暮らせるよう支援するとともに、地域生活への移行を望む者に対しては、関係機関と連携を取り、他法の専門施設への入居や居宅生活への移行を検討します。 ・入園者により良いサービスを提供するため、職員一人ひとりが資質の向上に努めます。 ・入園者が地域の一員であることを認識し、地域の行事に参加し、施設の行事に地域の人たちを招待するなど、交流も大切に地域密着型施設を目指します。

2 事業内容

(1) 重点目標

- ・福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上を目指します。業務マニュアルの見直しを行い、施設全体で積極的に業務改善に取り組みます。
- ・入園者一人ひとりの身体状況や生活状況等を把握し、本人の希望やニーズを適切に反映した個別支援計画の策定し、職員間で計画を共有するとともに、一貫した支援の継続を実現します。特に新規入園者については、信頼関係の構築と状況把握に努め、細やかに対応しながら、安定した施設生活を送れるよう支援します。
- ・権利擁護に関する意識と理解を高める取り組みとして、虐待防止に対する職員の意識付けを行い、適切な支援へとつなげます。
- ・調理業務が円滑かつ適切に遂行できるよう努め、家庭的で温かみのある給食を安定的に提供します。
- ・施設の運営状況について下関市と密に情報共有を図ると共に、老朽化に伴う施設改修等の要望を継続的に行い、入園者の生活環境の整備に努めます。

(2) 生活支援

- ・入園者の状況把握に努め、個々に応じた適切な自立が図られるよう日常生活全般において

支援を行います。一人ひとりの思いや希望を聞き取りながら、個人のニーズを捉え、見通しの立つ目標を共有し、施設での生活が豊かになるよう個別支援を行います。

- ・職員は、入園者とコミュニケーションを取る中で、困り事や変化をキャッチし、その都度解決に向けた取り組みを行います。
- ・入園者の将来展望を共有し、必要に応じて、家族や各関係機関と連携を取りながら、自己実現に向けた支援を行います。
- ・苦情解決に向けた取り組みのひとつとして、目安箱等から得られる意見や要望をもとに、入園者と意見交換を行い、問題の解決や施設改善に努めます。

(3) 健康及び衛生

- ・医療機関受診の際は看護師が付き添い、医師からの病状説明を入園者と共に聞き、薬の管理及び処置等について職員に周知した上で、適切に対応します。
- ・体力維持のために、個々の身体状況に応じた体力づくりを推進します。
- ・感染症対策として、入園者及び職員が一体となって手洗いの励行とアルコール消毒による衛生管理などを実践指導し、感染予防や拡大防止に努めます。また、流行期にはマスクの着用や居室の換気を行い、必要に応じて入園者の外出泊や来訪者の制限をするなど、外部から施設内に病原菌が持ち込まれないよう予防策を講じ、適切な対応に取り組みます。
- ・精神状態が不安定な人、健康を害している人などを常に把握して職員間で情報共有し、入園者からの訴えや日常生活の観察状況などを総合的に判断し、的確な支援に努めます。

(4) 給食

- ・季節や行事にちなんだメニューを取り入れる他、選択食やバイキング食などを実施し、バラエティに富んだ食事を提供します。
- ・嗜好調査を行い、意見や要望をメニューに反映しながら入園者の満足度が高い食事提供に努めます。
- ・調理場の衛生的な管理を徹底して行い、食中毒の発生防止に努めます。
- ・調理場の年間清掃計画を策定し、清潔及び衛生の保持に努めます。

(5) 主な年間行事

- ・毎月の定例行事のほか、季節を感じることでできる行事や様々なレクリエーションについて年間行事を計画します。レクリエーション会議等で入園者の意見を取り入れ、自主的に楽しめる行事も組み込んでいきます。
- ・クラブ活動や園内作業のほか、個人の能力に応じたやりがいを感じられる日中活動を提案し、一人ひとりが自分に合った趣味や学習などのやりがいを見つけ、日々の生活がより充実したものとなるよう支援します。
- ・活動に意欲的な者を対象に、野菜づくりや園芸、作業体験など、知識や技術を習得できる活動内容を立案して取り組みます。

(年間行事予定表)

月	園内行事	園外行事	その他行事
4	焼きそば会、桜のお花見		
5		日帰り旅行	吉母散策、妙寺地区清掃
6		買い物ツアー	吉見海岸清掃
7	園内消毒	カラオケ	胸部レントゲン
8	盆踊り		
9		ボウリング	救命救急講習
10	お好み焼き会	買い物ツアー 秋の日帰りレク	吉母散策
11	運動会	地区文化祭参加 映画鑑賞	インフルエンザ予防接種 火災想定避難訓練
12	餅つき、クリスマス会		
1	すき焼き会、宝探し	初詣	地震想定避難訓練
2	節分豆まき 古着販売会		布団乾燥
3	開設記念		火災想定避難訓練

※その他 外部講師によるクラブ活動・・・踊り、お茶会、陶芸（各月2回実施）

3 職員の資質向上

- ・研修委員会を中心に、時節に即した内部研修会と外部研修会の内容報告会を実施し、専門性の向上や、業務へのフィードバックに取り組みます。
- ・職員相互が意見を述べやすく、風通しの良い施設を目指し、自分たちの支援方法を再確認していきます。職員間の信頼関係とチームワークの向上を図り、働きやすく活力のある職場づくりを行います。

4 設備の整備改善

- ・排水状態が悪いため、水道配管及びトイレの改修工事を主管課に要望します。
- ・築34年目で施設の老朽化が著しく、設備や備品等の経年劣化及び故障による不具合が生じていることから、施設の維持保全のため、迅速に修繕や取替を行い、入園者の居住環境の安全と快適性の向上に取り組みます。

5 安全対策

- ・各種防災マニュアルに沿って、火災想定避難訓練、消火訓練、地震想定避難訓練、緊急時連絡訓練を実施するとともに、マニュアルの内容の見直しと必要に応じて更新を行います。また、備蓄品の確認を適時行い、非常時に備えます。
- ・職員はヒヤリハット事例に積極的に気付いて報告し、危機管理委員会により幅広い視点を持って原因を分析するとともに、改善策を検討します。職員間で情報を共有し、事故を未然に予測して防止に努めます。

6 地域交流

- ・自治会の地区清掃、海岸清掃活動に協力して取り組むほか、施設周辺の環境美化にも努め、

地域の一員として貢献できる活動を継続的に行います。また、施設で収穫した野菜等の配布や地区文化祭でのバザー出品などを通じて、地域との交流を図ります。

- ・ボランティアの受け入れ等を通じて、入園者と地域の方々が交流する機会を作り、救護施設の存在と利用者に対する理解を深める活動を促進します。

7 資金計画

施設の運営に必要な経費は、主として下関市からの指定管理料収入によってまかさないます。

【Ⅶ】 陽光苑及び陽光苑デイサービスセンター

1 施設概況

所在地	下関市大字永田郷158番地1
実施事業及び定員	(1) 養護老人ホーム 130名 (年間平均入所者数: 110名見込) (2) 下関市生活支援短期宿泊事業及び下関市権利擁護を要する高齢者短期宿泊事業 (ショートステイ) 4名 (3) 指定地域密着型通所介護事業 } (4) 指定第1号通所事業 (予防給付型) 18名 (5) 指定第1号通所事業 (生活維持型) 7名
職員数	33名 (嘱託医除く)
理念	老人福祉法の理念にのっとり、入所者が施設において、生きがいを持ち、健全で安らかな生活を送ることができるよう、また、常に心身の健康を保持し、社会的活動に参加することができるよう、相談に応じ、あるいは支援することにより高齢者の福祉の増進に寄与する。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って支援を行い、家族及び他の機関との連携を深め、適切に対応します。 ・入所者が楽しく、生きがいを持って生活することができるよう、施設内外行事やクラブ活動などのレクリエーションを実施すると共に、疾病の予防や衛生意識の向上を図ります。 ・職員の意識の向上を図るため、研修受講の機会を増やし、職場環境を整備します。 ・地域行事への参加及び施設行事への地域住民の参加など相互交流を促進します。 ・衛生管理及び食中毒予防対策を徹底し、それらを確実に実行し、入所者に安心・安全な食事を提供します。

2 事業内容

(1) 養護老人ホーム

① 重点目標

- ・入所者の役割づくりや精神面の援助を重視した個別支援に努めます。また、要介護入所者に対しては積極的に介護サービスを提案します。介護事業者・医療機関・施設が一体化した支援体制をとっていくことで長期に渡って苑生活を送れる環境作りに配慮します。
- ・働き方改革の一環として、業務の振り分けを明確にし、効率化・電子化に取り組みます。また、業務が属人化しないようガイドラインを整備するとともに、職種間の対話の機会を増やし、チームワークの強化と、円滑な人間関係の構築に取り組みます。
- ・感染症対策について、時節に応じた職員研修を行うとともに、特に季節の変わり目は服装確認や居室環境の整備、体調確認等の対策を実施することで、感染症の予防・蔓延防止に

努めます。

- ・防災対策の充実を図ります。現状に即した防災訓練を実施し、入所者の安全確保手順の確立とBCP策定に取り組みます。
- ・入所者の増加を目指し、見学や面接についても柔軟に対応し、積極的な受け入れを行います。また、多様な入所者の状況に沿っていけるよう、施設設備や居室環境の更新・改善に取り組み、セーフティーネットとしての受入機能を高めます。
- ・将来的な施設の方針について、下関市および法人本部と情報交換、協議を進めます。
- ・将来的な職員採用に向けて、介護福祉士課程の実習生の受入体制を構築します。

② 生活支援

- ・アイデアを持ち寄り、個別支援としての軽運動・軽作業や、小人数で行えるレクリエーションを企画し、職員個々が実行します。
- ・入所者に対しての言葉遣い・口調に留意し、対話を重視することで、入所者が安定した精神状態で日常生活を送れるよう支援します。
- ・職員は介護サービスについて学び、自立支援や安全配慮などの観点から適切なサービス導入が出来るよう要介護者に対して多様な選択肢を提案します。

③ 健康及び衛生

- ・季節の変わり目の寒暖差に注意し、適切な衣類や布団の調整を助言・支援することで体調悪化の防止に努めます。また、意識啓発を目的とした入所者対象の講習会を実施します。
- ・感染症の流行期には、職員が持ち込まないよう、マスク着用や手指消毒を積極的に行うとともに、地域情報の収集を行います。また、職員自身が罹患しないよう健康管理に留意します。
- ・感染症等の発症時は、感染対策委員会が中心となって、他職種との協働や役割分担を意識した具体的な蔓延防止策を講じます。
- ・衛生面については、居室・トイレや共有スペースの整理整頓、換気、消毒に入所者・職員が共に取り組むことで衛生保持と病虫害の発生防止に努めます。
- ・入所者の健康管理が適切に行われるよう医療機関・嘱託医との情報共有・連携に努めます。疾患については、入所者自身・家族の意向を把握し、適切な医療に結び付けられるよう支援します。

④ 給食

- ・委託業者との連携を強化し、入所者の嗜好・健康状態に沿った食事の提供に努めます。
- ・衛生管理および食中毒予防に努め、食中毒・災害時の対応のシミュレーションを委託業者および他職種と協働して実施します。

⑤ 主な年間行事

4～6月	園遊会、日帰り旅行、夏物衣類販売、地震想定避難訓練、土砂災害想定避難訓練
7～9月	妙寺ふれあい夏祭り、胸部X線、敬老祝賀会
10～12月	入所者向け講習会、昼間想定火災避難訓練、演芸大会、焼き芋、開設記念祝賀会、吉見地区文化祭、冬物衣類販売、クリスマス会
1～3月	新年祝賀会、豆まき、雛祭り、夜間想定火災避難訓練、自治会役員選挙、バイキング食
通年行事	誕生者外出レク、苑内レク、外部交流、クラブ活動、喫茶店、選択メニュー、誕生会、自治会役員会

(2) ショートステイ

- ・虐待事案について、研修等へ積極的に参加し、専門知識を得るとともに、行政機関や他機関と連携し利用者が安心して生活できる環境を整えます。
- ・将来的に施設入所を目指す利用者に対し、関係機関と連携して入所準備・手続を行います。

(3) 指定地域密着型通所介護事業 (4) 指定第1号通所事業(予防給付型) (5) 指定第1号通所事業(生活維持型)

① 重点目標

- ・経営の安定化に向けて、業務の効率化を職員全体で継続していくことで職員のサービスの質、経営意識の向上を図ります。
- ・研修の意義を再確認して職場内外を通じて研修に参加し、知識・技術の向上を図り、業務に反映させます。また、個別研修計画を利用して、職場、職員本人に実利ある研修を実施する環境を構築します。
- ・利用者個別のニーズの把握と利用者毎の環境をアセスメントして介護計画を元に適切なサービスを提供することで利用者の長期利用の促進を図ります。
- ・家族・併設施設・関係機関との連携に努め、積極的に情報の収集・情報の発信・提案をしていくことでサービスの質を向上させるとともに、利用者の増加を目指します。
- ・利用者の身体機能の維持・向上を図るため、機能訓練を取り入れた作業・運動を実施します。その際に、利用者が意欲を持って参加できるよう、時間や内容に配慮して利用者の嗜好や特性に応じたレクリエーションを個別に提供します。

② 生活支援

利用者個々の介護計画をもとに、適切にアセスメントを実施して、利用者個々に沿った通所介護計画を作成します。各種研修やサービス担当者会議への参加を通じて職員の質の向上を図り、職員間のチームワークを重視して、適切な介護サービスを提供します。また、利用者の性格や認知状態に沿った会話を重視し、精神面の援助に努めます。

③ 健康及び衛生

併設施設や介護事業者と連携し、情報の共有を密にして疾病や感染の予防に努め、利用者の健康維持を支援します。また、利用時のみならず在宅生活においても、感染症予防に取り組んでいただけるよう市内・地域の感染症流行情報を提供し、利用者に対して適切な予防対

策を助言します。

④ 給食

栄養士への情報提供を密に行い、確実に安全で楽しい食事が提供できるよう努めます。可能な限り利用者個人の嗜好や適切な食事形態を把握し、適時変更を検討していく事で安心して食事ができるよう支援します。

⑤ 送迎

利用者の身体状況・住環境等に柔軟に対応すると共に、近隣の交通事情を理解して地域住民の迷惑にならないよう、安全な運行に留意します。運行時の事故はもとより、乗降・誘導時の転倒等の事故防止にも努め、利用者の負担を軽減できるよう福祉車両を活用します。

また、車両送迎を全職員が行えるよう、職員の育成と、適切な業務分担に努めます。

⑥ 主な年間行事

4～6月	神社庁の健康祈願
7～9月	七夕飾り
10～12月	避難訓練・クリスマス会
1～3月	豆まき
通年行事	誕生会・季節飾り付け・外出レクリエーション・運営推進会議 年2回

3 職員の資質向上

接遇へ反映できるよう介護サービスや感染症対策の知識習得に努め、各職員が意見・提案していける体制づくりを目指します。また、入所者が安定した精神状態で生活を送ることができるよう、職員個々がコミュニケーションスキルの振り返りと向上に取り組みます。新任職員に対しては、OJTを中心とした新任研修を実施し、職場への定着・育成を図ります。

その他、業務の効率化・電子化を進めていく中で、職員間の対話を推進し、円滑な人間関係づくりと、チームワークの強化に努めます。

研修参加については、個別研修計画に沿って各種研修会への参加振り分けを行い、職種として求められるスキルのみならず、経験に応じた多角的な知識の習得を目指します。

4 設備の整備改善

老朽化した設備や備品の点検を行い、指定管理協定書に基づき、主管課との協議を継続し、生活に直結する機器・照明等の更新や、施設設備の更新を検討します。

特に、多様な入所者に対応していけるよう、簡易ベッドの導入や居室の個室利用等を検討し、生活環境の改善に努めます。

5 安全対策

認知症や精神疾患を抱えている入所者の外部徘徊や無断離苑の防止に努めます。

また、現状に即した各種災害訓練、防犯訓練を実施し、入所者の安全確保手順の確立とBCP策定に取り組みます。

事故対策については、リスクマネジメントについて再度、学ぶ機会を設けます。重度・軽度を問わず、すべての事故について記録を取り、対策を講じます。

特に職員の過失により生じた事故の再発防止を目的に、業務手順の確認を徹底します。

また、精神面の変調や対人関係より生じる事故が拡大化しないよう入所者との対話・相談援助に積極的に取り組みます。

家族に対しては、状態変化時の迅速な連絡を担当職種より継続して行います。家族との情報の共有・交換に努め、入所者の接遇や介護サービス利用に不具合が生じないよう留意します。

また、終末期医療に対しての意向を適時確認することで、緊急時対応の円滑化に努めます。

6 地域交流

妙寺ふれあい夏祭りの地区自治会との共催や、敬老祝賀会への地区高齢者の招待、吉見地区文化祭への芸能・展示部門及びスタッフとしての参加を継続して行うとともに、研修会や慰問等の開催時には地域の方々にも参加を呼び掛けていくことで、地域に根差した施設の在り方を模索します。

また、下関市社会福祉法人地域公益活動推進協議会の主催する研修及び出張相談会等に積極的に参加し、他分野施設との交流を深めることで福祉施設としての知見を広げていけるよう努めます。

実習生受入については、教職課程・社会福祉士課程・栄養士課程の実習生の受入に柔軟に対応します。

7 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価基準や各種法令改正に沿った研修や、ガイドラインの更新等に継続して取り組みます。

8 資金計画

施設の運営に必要な経費として、養護老人ホーム陽光苑は、主として下関市からの指定管理料収入などによってまかなくないます。また、陽光苑デイサービスセンターは、介護保険事業収入などによってまかなくないます。

ハード面の改善については引き続き市に要望を挙げ、適時協議を行います。

【Ⅷ】 ふくふくこども館

1 施設概況

運営形態	共同事業体による運営（下関こども未来創造ネット：2つの構成団体）
所在地	下関市竹崎町四丁目3番3号 下関駅ビル3階
実施事業	地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
目標利用者数	年間12万人
職員数	20名（うち保育士資格者8名）
運営理念	地域ぐるみの共創・共育を大切に、「ともに創り、ともに育み、ともに育つ」運営を推進します。
基本方針	<p>公の施設の指定管理者としての責務を果たし、多くの市民が満足し下関の未来貢献する施設運営を行います。</p> <p>○下関市次世代育成支援拠点施設の指定管理者としての役割・責務を十分に認識し、「法令遵守」はもとより、「安全、安心」で「公平、平等、公正」な施設運営を行います。</p> <p>○ふくふくこども館のコンセプト「次代を担う子どもたちを多世代で育む」を基本とし、下関の子ども育成・多世代交流施設として、子どもたちを育み、下関の未来を創造する施設運営を行います。</p>

2 事業内容

(1) サービス向上への取り組み

利用者サービス向上においては、子育て支援や交流促進をはじめとする施設の基本業務の充実を図るとともに、ふくっこポスト（意見箱）や各種アンケートの実施、年2回開催の運営協議会、満足度調査等により利用者の意見を取り入れてニーズの把握に努め、PDCAサイクルに基づいた事業の推進及び施設の管理を行います。

(2) 基本事業

年間を通じて、施設全体に賑わいをもたらし、子どもも大人も楽しめる各種事業を幅広く展開します。

① 交流の場の提供・促進事業

親子のふれあいや他の親子との交流の場をつくとともに、子ども一人ひとりの個性や発達に応じたあそびや体験を提供することで、健やかな成長をサポートします。

ア. クリエイティブプログラム

子どもたちの好奇心を刺激し、感性や創造力を育てる多彩な遊び体験を提供します。

（クマノミ親子の赤ちゃんコーナー、月替わりのあそび等）

イ. アクティブプログラム

音楽や表現など身体を使った多彩な遊びプログラムを提供し、元気な身体づくりをサポートします。（屋上であそぼう、0才からの運動あそび等）

ウ. いのちふれあいプログラム

交流スペースでのカエルやカタツムリ等の飼育、海響館や園芸センターの出前講座等、下関市の生き物について知ることのできる場を提供します。(海響館いきもの探検隊、いきものかんさつ、タネの不思議)

② 子育て相談・援助事業

専門の相談員を配置して育児不安など子育てに関する相談等に応じるほか、子育て家庭を支援するための事業活動も展開します。

ア. 一般子育て相談・援助

相談者の声に耳を傾け、プレイランドでの育児相談や個室での相談に応じ、問題解決に向けた助言や支援を行い、必要に応じて関係機関へ紹介を行います。その他、親子の交流、親子同士の交流を促進するための企画を実施します。

(巡回相談、個別相談、おおきくなったね&おたんじょうびおめでとう等)

イ. 専門相談

専門資格を有する者による特別相談を定期的実施し、専門的見地による指導や助言を行います。

③ 子育て情報発信事業

行政や民間団体の取り組み等、子育て支援に関わる情報を収集し、広く情報発信を行います。(子育て情報発信掲示、交流スペースギャラリー展)

④ 子育て支援事業

子育て家庭をきめ細やかにサポートする多彩な事業活動を展開します。

ア. 子育て・親育ちプログラム

乳幼児の健やかな育成を支援するため、楽しみながら子育てができるようなイベントや、子育てに関する知識を得るための講座を開催します。(ベビーファーストカット、みんなでトイレトレーニング、こどもと食、子どもの事故・安全講座等)

イ. 大規模子育てイベント

次世代育成支援行動計画の啓発の一環として、全館及び周辺地域を会場に、大規模子育てイベント「こどもフェスタ」を実施します。

⑤ 子育て拠点事業

地域の子育て拠点として、地域に貢献する業務や地域の子育て力向上に取り組みます。

ア. 子ども一時預かり機能

子ども一時預かり事業に専門保育士を配置し、気軽に安心して子どもを預けていただけるよう保育室の環境を整え、安全に配慮しながら、子ども達が楽しく過ごせるよう工夫します。また、親向けの講座や教室等への参加や、周辺施設等の利用促進のため、子ども一時預かりの周知を図っていきます。

イ. ボランティア、サポーターの育成

子育てボランティア、市民サポーターを育成することにより、地域全体の子育て環境の向上を図ります。(子どもボランティア募集、イベントボランティア募集等)

⑥ 地域活力増進事業

子どもや子育てに関する活動を行う個人、団体、企業、大学等の多様な主体と連携して、地域全体で子育てを支えるための取り組みを行います。

ア. 地域交流の促進

親同士の交流、多世代の交流、地域の交流を促進するため、様々なイベントを開催します。(ミニコンサート、おはなしの会等)

イ. ボランティア、サポーターの支援

子育てボランティアやボランティア団体の活動の場を提供し、その活動を支援します。

ウ. 他機関との連携事業の企画、実施

周辺商業施設や企業、大学など多様な主体と連携し、魅力的な独自のプログラムを企画し、実施します。

(世界の文化、こども文化パスポート、大学生とあそぼう、さくらひろば等)

エ. 郷土文化ふれあいプログラム

楽しみながら郷土を学べる講座や行事に触れる機会を提供します。

(はじめての書道、お正月！獅子舞)

⑦ 利用推進事業

施設の活動や魅力を広く発信し、利用者と協力者の輪を広げ、多彩な事業展開で何度も行きたい施設を目指します。

ア. 幅広い広報活動

多様な媒体や機会を活用し、幅広く効果的な広報活動を実施します。(ふくっこ通信、ホームページ更新、イベント用チラシ・ポスター等)

(3) 自主事業

未就学児だけではなく、小学生、子育て中の父親や祖父母世代をはじめ、広く市民に向けた多彩な事業を提供します。

① 交流の場提供・促進事業

ア. 本格！ものづくりプログラム(陶芸にチャレンジ、粘土遊び等)

イ. 本格！習い事プログラム(フラワーアレンジメント、キッズとママのリフレッシュヨガ等)

② 子育て支援事業

ア. ベビータイム(親子タッチセラピー、フェアリーフォト)

イ. ママタイム(子育てママのきれいBody☆Yoga)

ウ. パパタイム(ゴム銃をつくろう！)

エ. プレママタイム(Welcome baby！)

③ 地域活力増進事業

ア. プロフェッショナル連携プログラム(高校生コラボ企画)

イ. 地域子育て力底上げプログラム(ハロウィンパーティー)

ウ. 郷土文化ふれあいプログラム(ミニお正月飾りづくり)

④ 利用促進事業

ア. 利用者の利便性の向上(自動販売機の設置)

イ. 子育て家庭応援プロジェクト(MaMashop)

3 職員の資質向上

日常的な職員ミーティングや定期研修で、館の運営方針、子育て支援、危機管理等の確認を行い、子育て支援に対する意識を高め、資質向上を図ります。また、利用者への声かけ等日常のコミュニケーションの方法や苦情に対する対応についても、丁寧な対応を心がけ、利用者にとって居心地の良い環境づくりに努めます。

4 維持管理業務

(1) 施設設備管理業務

施設設備管理については、予防保全の考え方に立ち、職員による館内の遊具等の日常点検をはじめ、専門業者による設備の定期点検を実施し、機器の保全対策に努め、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう設備維持に努めます。

(2) 保安警備業務

職員が日常的に定期巡回を行い、不審者や犯罪、火災等を監視することで事件や事故等の未然防止を図ります。定期巡回の際には、利用者とのコミュニケーションをとる中で、危険な行為を防ぐような声かけにも心がけ、事故や事件等を防ぎます。

(3) 清掃業務

職員と清掃業者が連携をとり、館内及び遊具の衛生、美観の維持を図ります。また、子どもたちに利用のマナーや後片づけを身に付けてもらえるような声かけも行っています。

(4) 備品等保守管理業務

備品台帳で適切に管理するとともに、日頃の点検及び手入れを行い、劣化防止を図ります。軽微な補修については職員が行うとともに、不具合の生じた備品等については必要に応じて修繕又は調達等を行います。

(5) 駐車サービス券の管理業務

駐車サービス券については、台帳により管理を行い、事業運営のために有効に活用します。また、利用者に対しては平日に配布するなどして、利用促進を図ります。

(6) 修繕

建物、機械設備、備品等の修繕に対応します。壊れたものに対してだけでなく、安全対策のための修繕も行い、事故防止に努めます。

(7) 管理組合及び管理会社への協力

駅ビルの管理組合及び管理会社が行う駅ビル全体の円滑な運営を行うため、要請事項については、誠実に対応します。

5 安全対策

危機管理体制や危機管理対応マニュアルを定期的に確認あるいは見直しを行い、事故等が発生した場合はマニュアルに則り、迅速にかつ適切に対応します。

また、職員向けの救急救命や療育の研修会開催、駅ビル全体での合同避難訓練への参加を通して、実践的な技能を高めます。

6 資金計画

施設の運営に必要な経費は、主として下関市からの指定管理料収入、施設利用料収入及び自主事業収益によってまかいます。